

民主主義イメージの分析と人権の現状(VI)(完)

橋本 富郎

人文社会教室

(1987年9月5日受理)

Identifying an Image of Democracy

Tomiro HASHIMOTO

Department of Humanities

(Received September 5, 1987)

The author proposes the third condition for the renaissance of the citizen in mass democracy. The public at large should realize the proper relationship between the rights of man and the state. The rights of man are to be grounded on the state. Only after the former is substantialized within the framework of the latter, the people could enjoy the former in their daily life. The former would have to disappear in the air without the latter.

〔以下の論考は、名古屋工業大学学報第38巻(1986年)所収の拙論『民主主義イメージの分析と人権の現状(V)』から続くものである〕

「ああ、日本人は何と幸福な民族であったことだろう。……安全と水は無料で手に入ると信じ切れる状態におかれた民……」
(イザヤ・ベンダサン)

「息子さんを、良い法律をもった国家の公民にすることです」
(ピタゴラス派の一人)

11. 人権と国家

過剰民主主義病を患っている社会において、いかにすれば公民を育成することができるのか。そのための第三の方策として、筆者は以下の提言を行いたい。すなわち人々をして、人権の享受を支える条件を認識せしめること、がそれである。

筆者は既に前節においてこう述べた。「……国家とその国民の間にあるのはただ不信感のみという事態が、国家と国民双方にとって不幸な状態であることもまた確かではなからうか」¹⁾、と。そして、こうした問題意識のもとに、国家観念の問い直しを試みたのであった。

そこで本節では、その作業を延長して、人権と国家との関わり合いを論じたいと思う。予め筆者の論点を要約すれば、次のようになるであろう——人間と人権との接点に国家が位置する。つまり国家は、人権を具体的な国家関係および社会生活の中で実体化し、そうすることによって、人間をして人権を享受せしめるのである、と。

さて、昭和61年8月28日付の毎日新聞は、『今この瞬間もポートビーブル』との見出しをつけて、あるベトナム人一行の漂流記を掲載した。現在の日本人には、はるか遠い別の宇宙での出来事にしか感じられない、冷厳な事実がそこに報道されている。

「……20日朝、台湾の金沙湾沖にSOSと赤字で書いた白旗を掲げた小舟が漂流しているのが見つかった。……乗っていたのは、……ベトナム人夫婦と……息子、知人の四人。数日前に韓国への亡命を求めてベトナムを小型漁船で脱出。しかし方向を誤って台湾海域にはいり、救助を求めて……。台湾の軍当局は四人に医療、食物、ガソリンなどを与えた後、軍艦が公海まで護衛。再び韓国に向けて、東シナ海へ。……台湾付近は数日、台風の影響で海が荒れた。たとえ無事に韓国へたどり着いたとしても、韓国当局が受け入れてくれるかどうか。苦難は続きそうだ」と。

察するに、なけなしの家財道具を換金し、夜陰にまぎれて南シナ海へ脱出したのであろう。向かう韓国には頼るべきあてがあるのだろうか。

こうしたポートビーブルは、ベトナム戦争終了後十数

年を経た今日でも、いまだに後を絶たない。その総数は、約60万人に達すると推定されている。

かれらにとって、自然権としての基本的人権には、いったいどのような価値があるというのだろうか。そうした人権が、たんに抽象的あるいは自然の人間の天賦の権利として措定されるだけであったなら、人権は空疎な仮構にとどまるにすぎない、と言うべきであろう。

では、人権はいかにして人間の享受するところとなるのか。考えてみれば、現実の政治社会の枠組、つまり国家の中へ持ち込まれ、そこで実体化されてはじめて、市民としての人間（すなわち国家的政治生活を送る人間）が日々の生活において、具体的な状況の中で確実に獲得することが可能になる、と結論せざるをえないのではないだろうか。

果たして、亡国の民に人権は保障されるか——われわれは真摯にこの問いをわが胸に問うてみる機会をもつべきであろう。

「人間と人権との接点に国家が位置する」という定式が、最も鮮やかに浮き彫りにされるのは政治亡命の場合である。中南米諸国は、互いに独立運動の闘士をかばい合った経緯からか、憲法の明文規定でもって政治亡命の自由を認めている。また英米法の国々と北欧諸国は、国内法と判例によって、政治亡命者を保護している。

そもそも亡命者の保護は、フランス革命の思想的遺産である。旧体制の時代には、王室間の血縁関係が強力であったために、国外逃亡者は本国に引き渡されてしまったが、1793年のフランス憲法ではじめて保護が規定されて以来、今日に至っている。

とはいえ、「政治亡命は原則的にまだ各国の国内法上の問題にはかならない。少なくとも一般国際法になっていない」²⁾。たとえば、かつてアルゼンチンでは、18年間にわたって亡命していたペロン元大統領が復位に成功したけれども、他方日本は、従来から政治亡命者の受け入れには消極的であって、もっぱら第三国への仲介役に終始してきた。「難民の地位に関する条約」(1951年)に加盟していないし、受け入れのための国内法も判例もない。まして憲法には何の規定もなされていない。しかし筆者のここでの目的は、日本の消極的態度を非難することにあるのではない。

政治亡命者は、自ら故国を振り捨てた。後もどりは不可能である。かれらにとって、それは極限状況下における、やむにやまれぬ選択であったに相違ない。

そのようなギリギリの状況下に身を置く人間に、人権が保障されるかどうかさえ、国家の実定法次第で決まってくることに、筆者は注意を喚起したいのである。自らの決意によって、ある国家の市民たることをやめるなら、その国家による一切の保護を放棄しなければならない。

しかも亡命希望先の国家は、必ずしもそれに代わる保護を提供するとは限らない。こう考えると、国家と市民と人権との相互連関が鮮明に浮かび上がってくるのではあるまいか。筆者が、「国家は人間と人権との接点である」と言う所以である。

しかし、こうした筆者の立論は、21世紀へ向かう歴史発展の方向を誤認するアナクロニズムである、との批判がなされるかもしれない。概略次のような論説は、その典型例といえよう³⁾。

この論説はまず、各国内部での少数民族および地方主義の台頭、国益と民益との乖離の深化、国家間の相互依存の進展、国境を超えての人口移動、難民や無国籍者の激増といった要因によって、国家そのものが変質しつつあると診断する。次いで、万を数える非政府組織、多国籍企業、地域統合、地方自治体の国際交流、国際機関、そして何よりも、市民による「参加の噴出」といった要因によって、国際社会において国家は唯一の行為体ではなくなり、国際社会は構造変容しつつあると診断する。そして、「国家はどうしても……ナショナル・インタレストを優先させる……。従って平和、人権、環境保全といったヒューマン・インタレストの促進は、草の根レベルの世界市民連帯が主力とならなければならない。われわれは、歴史発展が超大国や国家によるのではなく、われわれ自身によって推進されるべき時にさしかかっていることを認識すべきである」、と結んでいる。

筆者はこれに対する答論として、次の三点を指摘したい。

(1) この論説の第一の欠陥は、国家をその他の諸団体、諸結合と同列にしている点にある。国家は、既に前節で見たように、一時的または特殊個別的な利益の実現を目指す、便宜的なものではない。それは、民族の価値体系を収納する器でもあるという側面をもっている。従って筆者は、ある歴史家の次のような国家観を共有するのである。

「人間に定住本能がある限り、自然風土のあり方によって形造られた、地域ごとに特色のある生き方、情感の世界がなくなることはない。またこれを分かち持つことによって集団的に相互依存し合う、国家の形式が消滅することもない」⁴⁾、と。

また国家は、時と場合に応じて権力または実力を使用しうる点でも、その他の諸団体と異なっている。こうした両者の本質的な差異を無視してしまうと、国内政治と国際政治の双方における国家の位置と役割を評価しえないであろう。

(2) 第二の欠陥は、ナショナル・インタレストとヒューマン・インタレストが、まるで無関係な別物であるのみならず、相反するもののごとくに扱っている点にある。

両者の関係がそうでないことは、本節の行論のうちに示されるであろう。

(3) 第三の欠陥は、人間の本性への洞察を欠いている点にある。近代の自由主義および民主主義の創始者たちは、人間の権利の保障と社会の安定の維持とを、いかにして両立させるかに腐心した。たとえば、ロックは自然権を擁護すると同時に、それに対して、「公共の福祉のためには……自分の分別に従って行動する権力」としての「国王の大権」を対置させた⁵⁾。

またマディソンらは、「派閥の発生する潜在的要因は、……人間本性の中に求められるのであり、われわれはそれが……さまざまな人間活動の中へ織りこまれてゆくのをいたるところで見ている」、「派閥の原因そのものは除去しえないものであり、従って対策はただその結果を抑制する方法の中に求められるべきだ⁶⁾」と大観して、人間の暗い本性の中にこそ、明るい展望を見出そうとしたのであった。

そこでマディソンらは、抑制と均衡の原理を、たんに政治の領域だけではなく、広く社会一般にも適用することによって、人間の権利の保障と社会の安定の維持との両立を図ったのである——「野望には、野望をもって對抗せしめなければならない。……そもそも政府とはいったい何なのであろうか。それこそ、人間性に対する最大の不信のあらわれでなくして何であらう。……人間が人間の上に立って政治を行うという政府を組織するにあたっては、最大の難点は次の点にあるのである。すなわち、まず政府をして被治者を支配しうるものとしなければならないし、次に政府自体が政府自身を制御せざるをえないようにしなければならないのである⁷⁾」。

マディソンをはじめ「アメリカ建国の父たち」が生身の人間を直視したのに比べれば、前出の論説の無邪気さはまことに対照的である。そこには、まるで純粹無垢な人間たちが、ひとりてに共通の善を発見し、それに導かれて協働し合うかのような絵図が描かれているからである。

しかしながらわれわれが、政治、経済、国際関係において、山積する難問に取り組み、人間的事象に対処する際には、むしろ、沈うつな人間の諸相を前提とした方策に従うのが、賢明なのではあるまいか。なぜなら21世紀末の歴史家が、「19、20世紀はナショナリズムと国益の時代であったけれども、21世紀はインターナショナリズムと人類益の時代となった」と、皮肉ではなく言えるようになろうとは、筆者にはとうてい考えられないからである。

さて、政治亡命とは別に、市民の日々の安全を維持する上でも、国家の果たす役割は、おそらく多くの日本人

が感じている以上に、ずっと大きいはずである。いや、極論すれば、多くの日本人は安全の価値をほとんど意識していないかのように、筆者には思われてならない。今や、いわば安全感覚の麻痺状態は、たとえばマスコミの投書欄や意見コーナーその他、随所に見てとることができるのではないか。

つい昨年、こうした風潮を端的に示す“事件”が新聞に報道されて、筆者を大いに驚かせたものである。

「『軍事費』控除認められた!？」と題するその記事は、大意次のようであった⁸⁾。兵庫県のある市会議員H氏は、所得税確定申告をする際に、軍事費控除を申告したところ、全額還付された。自分のうっかりミスに気づいた税務署は返還を求めたが、H氏は応じないつもりである、というのである。かねてよりH氏は、「憲法第九条に違反する自衛隊の費用に納税義務はない」と主張し、国家歳出千円のうち防衛費六十円という事実に基づいて、軍事費は所得税額の6%に相当すると判断し、所得税額六十万円余から約三万七千円を軍事費控除額としてはじき出したのであった。

自らの安全のためのコストを払おうとしないとは、一国民の常識からしても常軌を逸した行動と言わざるをえないのに、ましてや政治家としては、無責任な考え方であるとのそしりを免れない、と断じざるをえないのである。

ところで、このような安全への無感覚は、日本人のいわば国民性として、つとに指摘されていた。ある炯眼なるユダヤ人著述家は、この“事件”よりふた昔も前に、日本人とユダヤ人の安全感覚の相違について、あるエピソードを紹介している⁹⁾：

太平洋戦争後間もないニューヨーク。日本人の貿易マンK氏は、高級ホテルを常宿にしていた。両隣りの部屋に住むユダヤ人家族は、高いホテル代を払いながら、爪に火をともしような質素な生活を送っている。その住と衣・食とのあまりのアンバランスを不思議に思ったK氏は、なぜ立派な郊外の住宅に住まないのか、と尋ねた。ユダヤ人の答えは、K氏のまったく予期せぬものであった。「ここは安全ですから」と。

ホテルでは、警察やガードマンが常時目を光らせているから、とユダヤ人は静かに語を継いだ——「……ここより安全なところはないわけです。安全にはコストがかかります。しかし、この世のあらゆることは、生命の安全があってはじめて成り立つわけで……。この安全のためには、たとえ他の支出を削られるだけ削ったとしても、当然のことではないでしょうか。」

二千年の長きに及ぶ流浪の民は、安全の確保の難しさとそのコストの高さを身にしみて知り、他方犬ころのようにじゃれ合って暮らしてきた民は、まるで安全がそ

こころがって、欲しい時には手を伸ばしさえすればよいと考える。まさに習い性となる。

既に19世紀前半、安全感覚の麻痺状態がいかにして生じるかを、鋭く見抜いた思想家がいた。ヘーゲルがそれである。かれは言う。「国家は存続せねばならず、国家においてのみ特殊的利益は成就される、という信頼を人々もっているが、慣れのために、われわれの生存全体がよって基づいているところのものが見えなくなる。だれかが夜分に街を歩いても安全であるとき、安全でないこともありうるということを、彼は思ってもみない。それはこのように安全であることの慣れが、第二の天性となっていて、安全であることがまずもって特殊な諸制度の結果であるということをまともに考えてみないからである」¹⁰⁾、と。

ここに言われている諸制度のうち、国家こそ、市民の人権や自由や安全を図る最も基本的な枠組にほかならない。従ってヘーゲルによれば、愛国心とは、ただやみくもに自分自身を犠牲にして「異常な献身や行為をしようとする気持ち」ではなくて、「本質的には……平常の状態や生活関係において、共同体を実体的な基礎および目的と心得ることを、習いとしている心術」¹¹⁾を指すこととなる。

なるほど、こうしたヘーゲルの国家論には、危険な帰結の種子が内在していると批判するのは、正しい。それが後の全体主義的独裁によって利用され、その理論武装に役買った事実を挙げることもできよう。

反対に、国家権力を排除することによって得られる空間にこそ、人権や自由は宿るのだ、という17、18世紀の知的遺産を捨てることはできない。なぜならそれは、近代初期の市民革命が血であがなった信念であり、現在のわれわれはその恩恵をうけているからである。

しかしながら、もしヘーゲルの言う諸制度の存在を忘却してしまう場合には、いつの日か手ひどいしっぺ返しを覚悟しなければならないのではないのか。

しかも、この忘却は今やわれわれの時代の風潮となっている。筆者の思いがたんなるアラームの杞憂に終わることを念じつつも、なお、バランスのとれた国家論——すなわち、「欲望の体系」としての市民社会と、権力的・価値的の両側面をもつ国家とのバランス——の必要性を強調する理由は、実にここにあるのである。

では次に、国家に前述したような位置と役割を認めないなら、そこからどのような政治観が出てくるかを、以下の三点に分けて考えてみよう。

(1) 力に関する「三猿傾向」

人権や安全を保障するのに国家の力は無用だという考え方がこうじると、力は薄汚れた、おぞましいものだと

しか感じられなくなる。そんなものは耳目を汚す代物である。臭いものにはフタをしたい。そこで力については、できる限り見ざる・言わざる・聞かざるを決めこもうとする。もっと奇妙で、タチの悪いのは、仮りに力の必要性や有用性を認める場合でさえ、力を見て見ぬ振りをして、まるで力なしに目的を成就しえたかのように素知らぬ態度をとることである。

たとえば、力は悪である、平和は善である、従って平和の構造の中には一切の力は存在してはならない、といった類の論法がそれである。

力をコントロールしつつ活用するためには、相当の注意と指導性を発揮しなければならない。そんな気苦労はまっぴらご免だ、と敬遠されるようになると、力に代わって、政治社会の原理として倫理が叫ばれる。そして政治家が、「政治家に倫理を求めるのは、八百屋で魚を買おうとするようなものだ」とか、「国民はその程度に応じた政治家をもつのだ」とか言おうものなら、——これらの評言には、少なからぬ真実が含まれているのに——、大衆は口をすぼめてブーイングする有様である。

しかしここで想起すべきは、次の単純だが不変の事実ではないか。すなわち、再びマディソンの言葉を借りるなら、「万が一、人間が天使ででもあるというならば、政府などもより必要としないであろう。またもし、天使が人間を統治するというならば、政府に対する外部からのものであれ、内部からのものであれ、制御など必要としないであろう」¹²⁾。

なるほど、倫理性を欠いた政治は唾棄すべきものであるが、同時に、力を備えぬ政治は無効である。近代の政治思想の歩みは、力への警戒を緩めることなく、しかも人間のさまざまな目的を実現すべく力を利用するための、創意と工夫の連続であった。

(2) 国際関係における権力政治的視点の欠如

日本人が国際政治を見る時には、赤裸々で錯綜した権力闘争の枠組の中でそれを見ているのではなく、かなり単純な、抽象的な想定を基にしている、と言ってよいであろう¹³⁾。

たとえば、国連における拒否権の制度について、次のような批判を耳にする。すなわち、国連による平和と安全の維持活動は、大国の拒否権発動のために、肝心な時に立ち往生してしまう。拒否権の制度さえなければ、国連はもっと活躍できるのに、と。

しかし、この批判は的をはずれている。なぜなら、もし拒否権の制度が承認されなかったら、そもそも国連そのものが成立していなかったし、またもし現在それが廃止されれば、大国はただちに国連を脱退して、国連はこれまでの役割さえ果たせなくなってしまおうであろう、からである。病巣を摘出する手術には成功しても、患者は

死んでしまうのである。

中立の主張も、その大半は安直な願望であることが多い。中立とは、相手との相対的な関係の中で可能か不可能かが決まってくるのであって、心要とあらば、実力を行使してでも中立領域の不可侵を自らの手で確保しなければならない。また、自国の中立を完徹せんがために、苦境に陥っている隣人をあえて見殺しにするような、冷血な外交を断行しなければならないこともある。

にもかかわらず、中立を宣言しさえすれば明日からでも中立できると考えるのは、無責任である。第二次世界大戦が始まったとき、ヨーロッパには中立せんとした国が二十か国あったけれども、スイスとスウェーデンを除く十八か国は降伏、被占領の辛酸をなめたのであった。もって銘すべしであらう。

以上を要するに、日本人は国際政治における権力政治の契機をしばしば忘れる、ということである。権力政治的視点とは、利益の計算と力の計算が、国家や民族を動かす最大の動因であって、イデオロギーや世論その他は第二義的な動因である、とする見方のことである。

こうした権力政治の契機を見落としたがゆえに、国際政治の動向を予測または把握できなかった例は数多い。

その代表例は、1939年8月、独ソ不可侵条約の締結の報に接した平沼内閣が、「複雑怪奇」と言い残して総辞職した事件である。独ソ両国は領土の獲得を図るとともに、二正面作戦の回避という戦略上の必要に促されて、暫時的不可侵条約を結んだのであった。

ところが日本では、ソ連は共産主義の総本山、片やドイツは反共の砦というふうな、単純にイデオロギーの尺度だけでヨーロッパ政局を割り切っていたところ、こともあろうに、犬猿の仲であるはずの両者が握手したのだから、いわく不可解となるのは当然のなりゆきであったろう。複雑怪奇という言葉から、その間の狼狽ぶりがよく伝わってくるのではないか。

また1971年の中米接近の折には、「越越し外交」とか「隠密外交」とかの表現がさかんに用いられた。中国とアメリカは、イデオロギー上の相違を棚上げにし、互いに相手を、自国の戦略に役立つ対ソ牽制球として利用できると判断して接近を図ったのであった。

頭越しや隠密という言葉使いの裏には、両国の動きを読めなかった困惑と、日本はアメリカの同盟のパートナーでありながら、つねに後方に置かれたという恨みつらみとが、透けて見えるように思われる。

こうした日本人の性向とは対照的に、ヨーロッパにおいては、冷厳な権力政治の渦中であって、研ぎすまされた現実感覚が育っていった。フィンランドとイタリア共産党の二例を挙げよう。

フィンランドは、ソ連の戦略上の要求（北西国境の安

全確立）と、自らの主権維持の悲願（ナショナリズム）とのせめぎ合いの中で、国益を追求してきた。それが「パーシキビ=ケッコネン路線」と呼ばれる、戦後のフィンランド外交の基本的枠組である。北欧通の外交官はそれを、「……バルト海における〔ソ連の〕カウンターパートとしてのドイツの分裂を現実として受けとめる、国家的リアリズムの上に成立したものである」¹⁴⁾と位置づける。

それは、いわゆるフィンランド化現象の軽薄な解釈——モスクワの欲するとおりに何でもすること、といった類の解釈——を許さない、まことに厳しい生存の道なのである。すなわち、「フィンランド化の意味が、超大国に接する小中立国がその政策を力の現実に適応させねばならないという意味なら、そのとおりである。しかし、フィンランドが現実に適合してゆく過程で重要な国益を放棄したことを意味させるつもりなら、そうではない」¹⁵⁾。

イタリア共産党の例は、本来厳格なイデオロギー政党である共産党の基本姿勢に関するだけに、ドラマチックでさえある。「イタリア共産党は1969年以来、北大西洋条約機構の……当初の原理に対する敵意は維持しながらも、……それを勢力均衡の一要素と見なすようになった。これはイタリア共産党が、イタリアに固有の戦略的位置を考慮せざるをえないからである。たとえば、チトーの死後、ワルシャワ条約ブロックがユーゴスラビアをふたたび吸収した場合、ソビエト軍はイタリアの東部国境に姿を現わすことになるのだ。このような条件下では、イタリアはNATOから脱退すべきであると世論に説得するのはむずかしい。……またイタリアにある米軍基地の解体をあくまで要求することさえ困難である。1976年ベルリンゲル〔当時のイタリア共産党書記長〕が、イタリアにおける社会主義の実験がブラハの春の運命をまねがれることができるとすれば、それはただ北大西洋同盟の傘の下でのみであることを、……認めた……」¹⁶⁾

この醒めた現実認識と、それに基づく率直かつ現実的な路線選択はどうであろうか。引用文中の「イタリア」を「日本」に、「北大西洋条約機構」を「日米安保」に読み替えれば、この事例の含意は一層明確に把握されるに違いない。

権力政治的な行動をとるのは、なにも大国だけに限られるわけではなく、小国もまた、いや一政党でさえ、利益の計算と力の計算に準拠して行動しているのであり、このことは歴史における、あるいは国際政治における常識と言ってよいであらう。

にもかかわらず、われわれ日本人は、とかくこの権力政治的視点を見落とすという陥穽にはまりがちである。こうした彼我の差異は必然的に、平和へのアプローチの

相違を生み出さずにはおかない。

(3) 平和念力主義

今日の日本人が太平洋戦争から学んだのは、戦争は嫌だということだけであるように思われる。どのようにして戦争を防止するのかについて、突込んだ議論がなされることは少ない。たいていの話は、「平和はよいものだ」から始まって、「平和であって欲しい」というところで終わってしまう。その欲しい平和をいかにして獲得するか、という現実的方法論にまでなかなか進まないのである。

ある人は、非武装中立で平和を、と言う。しかし前述したように、中立に必要な能力と意志をわきまえた中立論は、まれである。

またある人は、国連中心主義で平和を、と言う。しかし国連の平和維持機能の中には、たとえば国連軍の派遣による休戦ラインの設定や軍事力プレゼンスなどがあり、従ってそれと日本の集団的自衛権との関係如何といった問題が生ずる。それともその人は、日本は分担金を増額して、日本の若者の代わりに外国の若者を傭兵にすればよい、とでも言うのだろうか。

たんなる平和願望論は、願うことはかなえられることであると考える点で、戦前の神州不滅の思想となら異ならないとされるのも、故なしとしないのである¹⁷⁾。

平和願望論から平和獲得論へと進展しない理由は、一つには、前述の「力に関する三猿傾向」と「権力政治的視点の欠如」であり、いま一つには、核兵器に圧倒されてしまって尋常な思考ができなくなっているという状況である。

「次の戦争は全面核戦争になるに違いない。そうなれば、ボタン一つで人類は全滅すること必定である」という前提から出発すると、一方では「だからジタバタしても仕方がない。何をしても無駄である」と悲観して投げやりになり、他方では「だとすれば、戦争なんて起こるはずはない。人間それ程馬鹿ではない。だから何もしなくてもよい」と楽観して安穩を決めこむ。しかも両者の落ちつく先はいずれも、「だから何もしない、金もかけない、気も使わない」という態度——すなわち安全保障への無関心——である。

こうした心性の致命的欠陥は、両者の中間項が欠落している点にある。すなわち、「ボタン一つで」という思いに圧倒されてしまう結果、戦争の本質や地域的な通常戦争の可能性や、視野に入っていないのである。これらを考慮に入れない国家論は、知的怠惰と決めつけられても致し方ないであろう¹⁸⁾。

ひるがえって、ヨーロッパの人々にとっては、「安全保障なくしては、……生活そのものさえも、……ほとんど堪えがたいものであった。いかなる犠牲を払ってでも、いかなる手段をつくしても、そしてそれがいかにきびし

く苛酷であろうとも、絶対的に必要なものこそ〈安全保障〉であった」¹⁹⁾。

つまり、国家による安全保障こそ、人々の生存と生活を支える基礎的条件であり、いわんや人権や自由についてをや、というわけである。かれらがそのように考えるのは、なぜか。ヨーロッパ史家の答えはこうである：

「生きるとは、ヨーロッパ人にとり戦いであり、一千年ものあいだ戦いのなかから平和を求め、そして平和のうちに戦いを見てきた。……日本人にとって、戦争と平和は全く対立し相反する概念であるが、ヨーロッパ人にとっては戦争は平和、平和は戦争であり、そしてまた敵は味方、味方は敵である」²⁰⁾。

「平和対戦争」の観念と「平和と戦争」の観念、これは鮮やかな対照である。比喩的に言えば、ヨーロッパの人々にとっての平和とは、80%が平和で20%が戦争といった、平和と戦争の混在した状態のことであり、平和と戦争の不分明がかれらの歴史の常態なのであった。それゆえ、心理戦争や謀略戦争、さらにはまた冷戦さえも一種の平和と観念されるであろう。

ありていに言って、勢力均衡によって得られる平和は、そうした平和である。それは、「隣りは何をやるぞ」とばかりに、自分を取りまく諸勢力に対して日々不注意を払うことによって、やっとこさ得られる平和である。つねにビリビリと神経をとがらせていなければならぬ、鋭い緊張の平和である。しかしそれが、かれらの言う平和の意味と性質なのである。ここで、既に挙げたフィンランドとイタリア共産党の二例が思い出される。

日本人も、しばしば抑制と均衡のシステムという言葉を用いる。しかしそれは、せいぜいのところ、国内政治の三権分立や、国会および政党の運営において横暴な多数派が発生するのを防止する方法に関して言われるにすぎない。国家間や民族間の対立均衡の性質について、従ってまた勢力均衡によって得られる平和の性質について、正しく認識できているかどうかは、はなはだ疑わしいと言わざるをえないのではないか——筆者のかねてよりの疑問である。

だとすると、たいていの日本人にとっては、平和とは純粹無垢のものでなければならない。すなわち、平和イコール戦争および戦争的状態の回避である以上、平和と力の対立や緊張とは無縁である。それは、まるでベタ風の海上に小舟を浮かべているような、弛緩の平和を意味する。

平和の観念がこれ程異なる以上、平和獲得の手段についても彼我の差は大きい。日本においては、戦争を防止するための抑止力という考え方が国民的合意になっているとは、とても思われぬ。それを認める場合でさえ、あいまいな態度のうちに認める人がほとんどであり、歯

切れが悪いという印象を否めない。なにしろ、「力の三猿傾向」が徘徊するお国柄である。軍事力の効用を説こうものなら、ただちに軍国主義者のレッテルを貼られるのは目に見えている。

しかしながら、「有史以来最大の変動の二つとも、重要な閣僚の地位にあって経験した唯一の人間」チャーチルは、こう回想している。「……第二次世界大戦の悲劇はいかに容易に防止できたか、邪悪なるものの悪意が、いかに有徳なるものの弱さによって強められたか……」²¹⁾、と。すなわちドイツに対する宥和が、誤った平和主義が、第二次大戦の主因であると明快かつ毅然と断じているのである。実際、かれは強力な戦争指導者であったが、果たしてかれはイギリスにおいて軍国主義者と呼ばれているであろうか。

近くは、1984年3月にアメリカを訪問したフランス大統領ミッテラン（社会党）の演説が、思い出される。かれはアメリカ議会で、平和を保障するものは軍事力のバランスであると述べ、アメリカは核の西欧配備を続け、その上に立ってソ連と交渉すべきであるとして、アメリカを支持したのであった。かつてのベルリンゲルの言説（前掲）と完全に軌を一にするこの演説を、フランス人は、党イデオロギーからの逸脱、変節者の妄舌として非難したのである。

要するに、力の真空状態や弱体化は侵略や戦争を誘引する。従って平和を獲得するための手段は、軍事力をはじめとする総合的な国力を充実し、もって自らが侵略の誘因にならないようにすることである——これが、西欧が歴史から学んだ知恵であり、かれらの血肉と化した常識なのである。

日本が自由主義世界の一員として、政治的または経済的に大きくなって、かれらとの交際が広く深くなればなるほど、上記(1)(2)(3)の三点に留意する必要があるであろう。現在の国際社会の中で、日本がいたずらに自らの特殊性（いわゆる国内事情）を強調し、それを理解してもらおうとやっきになっているのを見るとき、これでいいのかなと素朴な疑問を禁じえない。もとより盲目的な追従は愚かであろうが、同時に、自らの特殊性は必ずしも免罪符にはならないのだということを自覚しないのは危険である、と知るべきである。

12. 終わりに

以上第1節から第11節まで、日本の民主主義社会における人権の現状と、その人権を支えるべき条件とについて概観してきた。擱筆に臨んで、以下の二点に触れて結びに換えたい。

(1) 筆者は、人権を適切に享受しうるには、公民——すなわち、抑制の原理を内蔵した人間——たらねばならないと述べた。ここでは、ギリシア哲学の碩学の深い洞察を借りて、筆者の論点を補強させていただこうと思う。

老師は、『「恐怖からの解放」の恐ろしさ』と題した論説の中で、「……われわれの自由社会なるものは、あらゆる恐怖からの解放を標榜する社会なのである。……〔しかし〕あらゆる〈おそれ〉からの解放は、かえって自由社会を崩壊させるものなのである。人間社会は正義の裁きとアイドース（おそれとつつしみ）がなくては成立しない……。われわれは人間社会のこの基本的な事実をせめてもの抛りどころにしなければならない」²²⁾、と書いている。

アリストテレスには、「大いなる冬」²³⁾という思想がある。すなわち、人間の文化が極に達したときに、厳しい冬が周期的にやってきて、それを破壊する。そして人間は元にもどって最初から文化を再建するために営々と努力し、これが回帰的に反復する、というのである。ここから、「神は嫉妬する」という特異な表現が生まれたのであった。

古来日本では、こわいものの代名詞は地震、雷、火事、親父であった。これは興味深い言い回しである。なぜなら、国家や神やなんらかの絶対的原理は、人々を恐怖または畏怖させるものと感得されていないかのようなからである。しかしそれなら、と老師の言葉が筆者の耳に聞こえてきそうな気がしてならない——せめて、現在の人権や自由や安全は誰でもが持てるものではないのだから、それらを粗末にするのはもったいないと自ら慎み、それらを濫費するのはおそれおおいと考えることにしようではないか、と。

(2) 筆者は、日本人が人権や自由や安全や平和の維持に関して、国家の力を無用のものと解しているのは誤りである、と述べた。ここでは、ある新聞子に代弁してもらおうと思う。かれは、「あらゆる国際関係を直視せよ。平和が武力の均衡によって保たれるという人類のパラドックスを認めたくなければ、自ら武力を放棄して危険な賭け（つまり運命）に身をゆだねるしかない。……理想か現実かではなく、人間の常識によって生きていくしかない」²⁴⁾、と書いている。

しばしば、甲が理想であるけれども現実乙、という物言いがなされる。つまり理想と現実を二つに分断して、その間を架橋することはできないという想定である。しかし、政治を含めてあらゆる人間的事象においては、理想とは、現実に採用しうる複数の選択肢の中で、自分にとって最善の選択肢を実践できることである、と筆者は考えている。現実離れとは不可能にはかならず、理想とは最善の現実である。周囲の条件次第では、次善の選択

肢あるいは次々善のそれを余儀なくされる。いやむしろ、後二者の可能性の方がずっと大きいというのが、普通の常識であろう。

筆者はこの新聞子の所説を、平和に関する主張として読むだけではなく、広く政治一般に関する主張として受けとめたいと思う。筆者の言うバランスのとれた「人権と国家」論を考えるための基本姿勢として……(完)

註

- 1) 拙論「民主主義イメージの分析と人権の現状(V)」(『名古屋工業大学学報』第38巻・所収, 1986年), 76頁。
- 2) 朝日新聞, 昭和48年10月4日, 『政治亡命と人権』。
- 3) 馬場伸也『構造変容する国際社会』, 朝日新聞, 昭和59年12月24日。
- 4) 木村尚三郎『西欧の顔・日本の心』(角川書店, 昭和54年), 175頁。
- 5) ジョン・ロック『統治論』(宮川透訳, 中央公論社版『世界の名著・第27巻』所収, 昭和43年), 第14章(293-99頁)。
- 6) マディソン他『ザ・フェデラリスト』(斉藤真訳, 中央公論社版『世界の名著・第33巻』所収, 昭和45年) 338, 340頁。
- 7) 前掲書, 396-97頁(傍点筆者)。
- 8) 毎日新聞, 昭和61年4月11日。
- 9) イザヤ・ベンダサン『日本人とユダヤ人』(山本書店, 1970年), 9-11頁。
- 10) ヘーゲル『法の哲学』(藤野渉・赤沢正敏共訳, 中央公論社版『世界の名著・第35巻』所収, 昭和42年), 第268節(496-97頁)(傍点筆者)。
- 11) 前掲(傍点筆者)。
- 12) マディソン他, 前掲書, 397頁。
- 13) 高坂正堯『国際政治』(中央公論社, 昭和41年), 序章I, 参照。(権力政治的視点の欠如については, 同書に教えられるところ大であった)
- 14) 武田龍夫『白夜の国ぐに——米ソ対立の谷間で』(中央公論社, 昭和60年), 77-78頁。
- 15) 前掲書, 76頁。
- 16) A・クリエジェル『ユーロコミュニズム——もう一つの共産主義か』(野地孝一訳, 岩波書店, 1978年), 75-76頁(傍点筆者)。
- 17) 小室直樹『新戦争論』(光文社, 昭和56年), 4頁。
- 18) 岡崎久彦『戦略的思考とは何か』(中央公論社, 昭和58年), 198頁。
- 19) W・S・チャーチル『第二次世界大戦 1』(河出書房新社, 昭和58年), 16頁。
- 20) 木村尚三郎, 前掲書, 41-42頁。
- 21) チャーチル, 前掲書, 28頁(傍点筆者)。
- 22) 田中美知太郎『今日の政治的関心』(文芸春秋, 昭和61年), 226-27頁。
- 23) 斉藤忍随『プラトン』(岩波書店, 1972年), 142-43, 150頁。
- 24) 毎日新聞, 昭和61年1月4日, 『近事片々』。